

岩手県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所及び薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションほうよう	花巻市石鳥谷町新堀第15地割23番地	平成22年3月31日
さくら薬局北上村崎野店	北上市村崎野17地割170番地2	〃
クラフト薬局北上花園店	北上市花園町三丁目1番6号	〃
たかがね内科泌尿器科クリニック	一関市千厩町千厩字構井田40番地	〃
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	一関市花泉町湧津字上原31番地	〃
平泉町国民健康保険歯科診療所	西磐井郡平泉町平泉字志羅山11番地4	〃
有限会社かたくり薬局	北上市九年橋三丁目18番2号	平成22年5月4日